

平成26年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|---|
| 1 監査の種類 | 公の施設の指定管理者監査 |
| 2 監査対象 | 四日市市体育協会グループ（四日市市運動施設）
教育委員会スポーツ課（指定管理に関する事務の所管所属） |
| 3 監査実施期間 | 平成27年1月20日 |
| 4 監査結果報告 | 平成27年3月31日 |

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【四日市市体育協会グループ】

<p>(1) 事業計画書、事業報告書について 基本協定書第35条に管理業務完了届は3月31日に提出するものと記載されているが、4月25日に提出していた事例が見受けられた。基本協定書に基づき提出すること。</p>	<p>【措置済】 平成27年 3月31日 指摘された管理業務完了届は、年度最終日に提出する書類として、今後誤りがないよう徹底した。</p>
---	---

【スポーツ課】

<p>(1) 指定管理者への指導監督について 基本協定書第35条に管理業務完了届は3月31日に提出するものと記載されているが、4月25日に提出されていた事例が見受けられた。基本協定書に基づき提出を求めること。</p>	<p>【措置済】 平成27年 3月31日 指摘があった管理業務完了届について、今後は提出や収受に関して誤りがないよう、課内で再度確認を行った。</p>
--	---

平成26年度 公の施設の指定管理者監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 監査の種類 | 公の施設の指定管理者監査 |
| 2 | 監査対象 | 四日市市体育協会グループ（四日市市運動施設）
教育委員会スポーツ課（指定管理に関する事務の所管所属） |
| 3 | 監査実施期間 | 平成27年1月20日 |
| 4 | 監査結果報告 | 平成27年3月31日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【四日市市体育協会グループ】

<p>(1) 協定書に基づく業務の履行について 管理物件について、松原テニスコートの日よけテントの支柱の腐食及び審判台の記載台が劣化していた事例や中央緑地体育館において観覧席の椅子の一部にひび割れが見受けられた。事故防止のため、早急に対応するとともに適切な管理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 3月27日 指摘された3件の劣化及び破損物品は、事前調査後現場確認を行い、適切に修繕を行った。また、日々の目視による設備・備品確認に加えて、必要に応じた動作確認も行うこととし、日々の点検業務による安全管理の徹底を図った。</p>
<p>(2) 物品管理について 物品等について、貸与備品と指定管理者所有のものを区分するため、見やすい場所に所有者の表示をすること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成27年 9月30日 物品管理は、備品台帳を基に、市有物品と指定管理者所有物品との区分を明確にして、調整会議や所管課と定めた実査日に実査及び確認を行い、所有者を表示していく。</p> <p>【継続努力】 平成28年 3月31日 市担当者と貸与備品実査を進め、市有物品と指定管理者所有物品との区別を進めてきた。備品区別の実査については、スポーツ課と協議し、スポーツ課備品実査計画表に基づき、市と協力しながら平成29年度中に全備品の区別を進めていく。</p>
<p>(3) 利用者の安全安心について 施設の安全管理については、市との連携を十分に行い、利用者の安全安心につなげるよう努めること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成27年 9月30日 施設の管理として、日々の設備や備品の点検を基に、市へ定期的・突発的な事項を報告するとともに、連携を図りながら安全確保に努めていく。また、調整会議等で危機管理マニュアルの確認、防災訓練の報告を行い連携を図っていく。</p> <p>【継続努力】 平成28年 3月31日 継続して、日々の設備・備品点検や危機管理マニュアルの確認、防災訓練等を実施し、運動施設の安全確保に努めている。より一層安全対策を進めるため、職員の研修等も進めていく。</p>

<p>(4) スポーツ振興について 公の施設を管理していることから、職員の業務知識の向上を図り、利用者に対して開かれた施設となるよう、民の力を十分発揮するとともに市のスポーツ振興に努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 利用者サービスや満足度向上を目標として、利用者部会の開催、意見ボックスの活用を行うなど、利用者ニーズを把握しながらスポーツ振興を図っていく。また、様々な研修の実施、参加や業務の改善を行い、職員の資質向上を図っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成28年 3月31日 継続して、利用者部会等により利用者からの意見聴取を行うとともに、職員の資質向上のため、様々な研修等への参加を進めている。また、各種目団体との連携も進め、利用者ニーズを把握し、より一層のスポーツ振興を図る。</p>

【スポーツ課】

<p>(1) 事業計画書の精査について 事業計画書の提出時には、協定書・仕様書に基づいているか、事業計画書の精査を行うこと。そのために、事業内容、人員配置及び収支計画の数値の妥当性などのチェックマニュアルを作成すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成27年 4月 1日 今年度から事業計画書が提出された際に、複数人での精査を行い、人員配置や収支計画の数値について、確認体制を強化した。また、事業内容や有資格者等必要書類の確認リストを作成した。</p>
<p>(2) 委託業務の履行確認について 協定書・仕様書に基づき実査マニュアルやチェックリストを作成し、毎月の業務報告書や年間事業報告書の内容等について確認を行い、その記録を文書にして残すこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成27年 6月30日 協定書等に基づき指定管理者に求める報告等の精査を行い、そのリストを作成した。また、毎月の業務報告書や年間事業報告書の内容について、指定管理者に詳細を確認しモニタリング資料として作成した。</p>
<p>(3) 収支報告書の精査について 指定管理者の管理業務の実施状況、利用実績等についての事業報告書及び収支決算書が提出されているが、特に、収支に関する確認が十分に実施されていない。日常の収支、決算についてのチェック項目の抽出や手順書の作成を行うこと。そのうえで、定期的な収支経理簿と証拠書類との抜き取り検査・照合、決算時における内容確認を十分行い、指定管理者への牽制や指導監督を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 収支の内容について、今年度より詳細に各費目毎の収入・支出内容等の確認を行い、モニタリング作成を行った。今後、日常の収支、決算の検査手順を作成した上で、検査を行い、指定管理者への牽制や指導を行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成28年 3月31日 日常の収支や決算等の手順書については、企業会計の収支の確認方法等を研究し、平成28年度より手順書の手順に基づき日常の収支確認を毎月1回程度行っていく。また、30万円以上における施設修繕は事前に許可申請書を指定管理者からスポーツ課へ提出することにしたため、それに基づき抜き取り検査を不定期で行い、チェックを行っていく。</p>
<p>(4) 指定管理者への指導監督について 指定管理業務が協定書や事業計画に基づいて行われているか、定期的に月次報告書等について書面と現場での確認を行うこと。また、不定期に業務の実施状況を実査確認しモニタリングを強化すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成27年 4月 1日 指定管理者との調整会議のなかで、指定管理業務の確認を行っている。特に今年度から修繕状況について、報告書の提出を求めるとともに、その現場を確認し、モニタリングを強化することとした。また、不定期にも現場確認を行うこととした。</p>

<p>(5) 施設及び貸与備品の管理について ア 多くの施設を指定管理者に管理させている。すべての施設について、定期的に現場の状況を確認し、その記録を文書にして残すこと。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 指定管理者との調整会議で現場確認を行うとともに、現状把握のため各施設の確認を行っている。今後は記録を文書で残していく。</p>
<p>イ 基本協定書第25条（備品等の貸与）に基づく貸与備品の抽出実査は行われているが、貸与備品の管理について、市の貸与備品台帳と指定管理者の現場の管理台帳との突合を行った後に管理台帳と現物を実査し、指定管理者立会者の氏名・押印したものを記録として残すこと。また、全施設の貸与備品について、計画的に実査すること。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 貸与備品の実査について、今後は指定管理者立会者の氏名・捺印したものを記録として残すこととし、全施設の実査を計画的に行っていく。その実査時に、併せて指定管理者の現場の管理台帳との突合も行う。</p> <p>【 継続努力 】 平成28年 3月31日 計画に基づき、改善事項に記載された方法での貸与備品実査を進めてきたが、保管する備品が非常に多く、また、利用率が高い施設については、実査ができる日時が限られることから、全施設の実査をするまでは至らなかった。残る施設については、備品実査計画表に基づき、平成29年度中に全施設の貸与備品実査を終えるよう、計画的に実査を進めていく。</p>
<p>ウ 貸与備品の処分を申請に基づき決定しているが、現物を確認していない事例が見受けられた。貸与備品の処分については、必ず現物を確認してから決定を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成27年 3月31日 貸与備品の処分について、今後は必ず現物を確認するとともに、写真等を添付し記録を残すこととした。</p>
<p>(6) 施設運営について 利用者への利便性とサービスの向上を図るため、指定管理者と連携を密にし、市民により多く利用してもらえるような運営に努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 利用者への利便性やサービスの向上を図るため、指定管理者と連携しながら日々の業務を遂行している。また、利用者からの意見については、市と指定管理者双方で情報を共有し、利用者目線にたった施設運営に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 平成28年 3月31日 継続して、指定管理者と連携しながら日々の業務を遂行している。特に、利用者からの意見があった場合には、市と指定管理者双方で情報を共有するとともに、素早く対応や改善を行ってきた。今後においても、指定管理者と連携しながら、施設の管理・運営方法について工夫して、サービスの向上を図っていく。</p>
<p>(7) 文書管理について 施設利用者部会で寄せられたスポーツ課への要望について、適切に対応するとともに、その記録を文書にして残すこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成27年 3月31日 利用者部会で寄せられたスポーツ課への要望について、平成26年度から要望文書を収受した上で、回答を行った。</p>

<p>(8) 利用料金について 特定の施設でポイントカードを用いた割引を適用しているが、その利用形態が条例等に定められていない。公の施設の管理として適切なものか再検討した上で、関係規定を整備すること。【改善事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成27年 9月30日 ポイントカード制は、施設予約システム導入によるテニスコートの利用料金形態の変更時に、テニスコートの利用形態が個人利用から団体利用になったため、身体障がい者の利用料金を減免することが難しくなることから、それ以前までの減免状況を鑑み、導入したものである。身体障がい者に対するスポーツ振興に配慮したものであるが、今後、公の施設の管理として適切なものか再検討する。</p>
	<p>【 検討中 】 平成28年 3月31日 現状、条例で身体障がい者等が運動施設を利用する際には利用料金の減免が認められており、障がい者等の運動施設利用には配慮すべきと考える。一方、団体で運動施設を利用する場合に、そのなかの減免対象者個人に対してどのように減免を行うかという点について、他市町の状況も調査しながら、利用料金形態を再検討し、関係規定の整備に努めていく。</p>
<p>(9) 自主事業について スポーツ教室や市民大会を自主事業として仕様書で定め、指定管理者に行わせているが、その収支は、マイナスとなっており指定管理料で補っている。自主事業を行う上での費用の限度を定めること。【改善事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成27年 9月30日 スポーツ教室や市民大会等の自主事業は、市民の健康増進や競技の普及、競技力の向上、練習の成果を発表する場等、大きな意義を持つものとして、仕様書でその実施を定めており、収支のみに起因して事業の縮小を行うと、人気種目のみの事業しか行われなくなり、本市のスポーツ振興を損ねる可能性がある。今後、収支や事業内容等の精査を行い、適切な自主事業の遂行を行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成28年 3月31日 継続して、収支や事業内容の精査を行っている。特に、参加者数が著しく少なく、スポーツ振興に寄与しないと判断される事業については中止し、新たな事業の検討を促す。また、事業に係る消耗品の一括購入等による事業支出の削減等、事業収支の適正化にも努めていく。</p>
<p>(10) 修繕等経費負担区分について ア 施設の修繕等に係る指定管理者と本市との負担については、基本協定書第19条で定められているが、修繕等経費負担区分の範囲を超えて指定管理者に修繕を行わせていた事例が見受けられた。定められたルールに基づき、過剰な負担を求めないこと。また、指定管理者が行う修繕については、事前に市との協議が必要なものと工事前後の確認ができる書類の作成など、一定のルールを定めること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成27年 4月 1日 今年度から協定書、仕様書の見直しを行い、仕様書で指定管理者が行う修繕について、その詳細を報告するとともに、30万円以上の場合は市への事前協議や、工事前後の確認ができる書類の提出を求めることとした。</p>

イ 修繕等経費負担区分において、100万円未満の修繕等は指定管理者が行っており、その費用は指定管理料に含まれている。しかしながら、修繕費は、本来資産を所有している市にしか発生しない。修繕等に係る経費負担の考え方について、改めて見直しを行うこと。

【要望事項】

【措置済】 平成27年 4月 1日

修繕等に係る経費負担について見直しを行った結果、指定管理者に運動施設の管理運営を委任している以上100万円未満の修繕等は指定管理者が行い、その費用は指定管理料に含むこととした。ただし、今年度から修繕料については精算を行い、修繕額を明確にするとともに、市への事前協議を求め、修繕内容を精査し、適正な維持管理を行うこととした。